

障害者手帳サービスガイド

【在宅福祉サービス編】

【スライド1枚目】（0分00秒～0分16秒）

障害者手帳サービスガイド 在宅福祉サービス編。

この動画では、補装具費の支給・日常生活用具の給付、障害福祉サービス等、ヘルプマークについてご案内します。

【スライド2枚目】（0分17秒～2分14秒）

まず、身体機能を補うための「補装具」費の支給と、生活の不便を解消する「日常生活用具」の給付についてご説明します。

用具にはそれぞれ耐用年数があり、耐用年数内は原則として再支給はされません。

補装具費の支給・修理については、障害のある方の失われた身体機能を補い、日常生活を容易にするために長期間にわたって使用する補装具の、購入や修理にかかる費用を支給します。対象となる主な品目には、義手や義足、車いす、補聴器などがあります。

日常生活用具の給付については、障害のある方の日常生活の不便を解消し、自立を助けるための用具を給付します。障害の種類や等級によって給付できる品目が細かく定められています。対象となる主な品目には、特殊寝台、入浴補助用具、視覚障害者用拡大読書器、ストーマ装具などがあります。

原則として費用の1割が自己負担となりますが、所得に応じて月額負担上限が設定されます。

ただし、18歳未満の児童を除き、一定以上の高所得世帯は制度対象外となります。補装具や日常生活用具の給付において、介護保険制度が使える場合は介護保険が優先となります。また、購入前の「事前申請」が必要です。既にご自身で購入された場合等は対象外となるためご注意ください。

申請に必要な「医師の診断書・意見書」や「見積書」など、必要な持ち物や判定手順は、用具の種類によって異なります。

お手続き方法や必要書類などの詳細は、お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課までお問い合わせください。

【スライド3枚目】（2分15秒～5分04秒）

続いて、障害福祉サービス等です。障害福祉サービスには、大きく分けて介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の3つがあります。

毎日の生活をたすけるサービスである介護給付は、食事・入浴・そうじなど、日常生活に必要なサポートを受けることができます。

居宅介護は、自宅でヘルパーによる、入浴・食事・清掃などの介助が受けられます。

短期入所は、施設などに短期間宿泊し、食事・入浴・排せつなどの介護や生活サポートを

受けられるサービスです

生活介護は、主に日中、障害者施設などで入浴や食事などの介護、創作活動などの機会を提供します。

自立や就労を支援する、訓練等給付は、働く練習をしたり、一人暮らしに向けた準備やステップアップができます。

就労支援として、一般企業で働くことが難しい方に、働く場と支援を提供する就労継続支援や、一般企業への就職を目指し、働くためのスキルやマナーを身につける訓練を行う就労移行支援があります。

共同生活援助は、共同生活をする住居で、夜間の見守りや家事サポートを受けながら暮らすことができます。

自立訓練は、調理・掃除・金銭管理など、一人暮らしや社会生活に必要なスキルを身につけるための訓練を行います。

地域での暮らしを支える地域生活支援事業では、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、サポートする制度です。

移動支援は、買い物やイベント参加などの余暇活動などの外出時にヘルパーが付き添うサービスです。

日中一時支援は、障害のある方を障害者施設などに一時的にお預かりし、見守りや活動の場を提供するサービスです。

訪問入浴サービスは、自宅の浴槽での入浴が困難な重度身体障害のある方などの自宅へ、専用の移動入浴車で訪問し、安全に入浴介助を行うサービスです。

なお、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険のサービスが優先することとなります。

障害福祉サービス等の利用には、区役所・支所での「支給決定」の手続きが必要です。

どのようなサービスを使いたいのか、どのような事業所がいいかわからない場合は、お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課、または障害者地域生活支援センターにご相談ください。

【スライド4枚目】（5分05秒～6分30秒）

最後に、ヘルプマーク、京都市版ヘルプカードの配付についてご説明します。

義足や内部障害、難病、あるいは発達障害など、外見からは分からなくても周囲の配慮や援助を必要としている方のためのサインとして、「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」を配付しています。

「ヘルプマーク」は、義足や人工関節、内部障害、知的・精神障害、難病など、周囲の援助が必要な方のためのストラップ型タグです。

カバンの持ち手など、周囲からわかりやすい目立つ位置に取り付けて使用します。

「ヘルプカード」は、緊急連絡先や、配慮してほしい具体的な内容を記入して携帯する「紙製のカード」です。

手帳やパスケース等に入れて携帯し、困った時や非常時に周囲や救急隊に見せて援助を求

めていただくものです。

配布場所は、各区役所・支所 障害保健福祉課の窓口で、障害者手帳の有無にかかわらず、ご本人やご家族からの申し出があれば、書類不要・無料でお渡ししています。なお、より多くの方にお渡しできるよう、お一人様につきおひとつまでとさせていただいております。

また、数に限りがありますので、窓口の在庫状況によっては、お渡しができない場合もございます。あらかじめご了承ください。